

2. 中小企業活性化資金

(1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合で、以下の要件のいずれかに該当するもの。 ①直近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ、又は損失が確実と見込まれる。 ②最近3ヶ月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している。 ③直近の決算期において、前年の決算期に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確実と見込まれる。 ④製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。 【危機関連融資】 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた中小企業者※	
資金名称	一般融資	危機関連融資
資金用途	設備資金・運転資金	
融資限度額	設備資金・運転資金 8,000万円	設備資金・運転資金 2億8,000万円
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内 (うち据置1年以内)	設備資金・運転資金 10年以内 (うち据置2年以内)
融資利率	特別利率B (7年まで 年1.80% 10年まで 年2.00%)	別に定める
保証料率	保証料率C (年0.75%以内) セーフティネット保証 年0.7%	別に定める
返済方法	原則として毎月均等返済	
担保等	保証人については、原則として法人代表者を除いて徴求しないこととする。担保については、必要に応じて徴求する。	
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(組合事業のみ)	
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、北九州銀行	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行

※大規模な経済危機や災害等による著しい信用収縮が生じていると経済産業大臣が認める場合において、その影響により経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、事業の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方。

(2) 融資の流れ

